

建築積算基準類の整備等について

国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課

1. はじめに

国等の発注機関においては、依然として厳しい財政事情の下で、引き続き社会資本整備を着実に推進して行くことが要請され、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図るとともに、新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となっています。

これらの状況を踏まえ、国土交通省では、昨年9月、省内に設置した「公共事業コスト構造改革推進委員会」において、公共事業の効率的な実施を図るため、コストの観点から公共事業のすべてのプロセスを例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組んでいます。

本委員会の下に設置した八つの部会の一つ、「積算等の見直し」部会では、新たな調達方式の推進に対応した積算手法等の見直し、積算手法の透明性の向上、市場価格の反映方法の見直し等の検討を行い、3月末に改革案がまとまったところです。

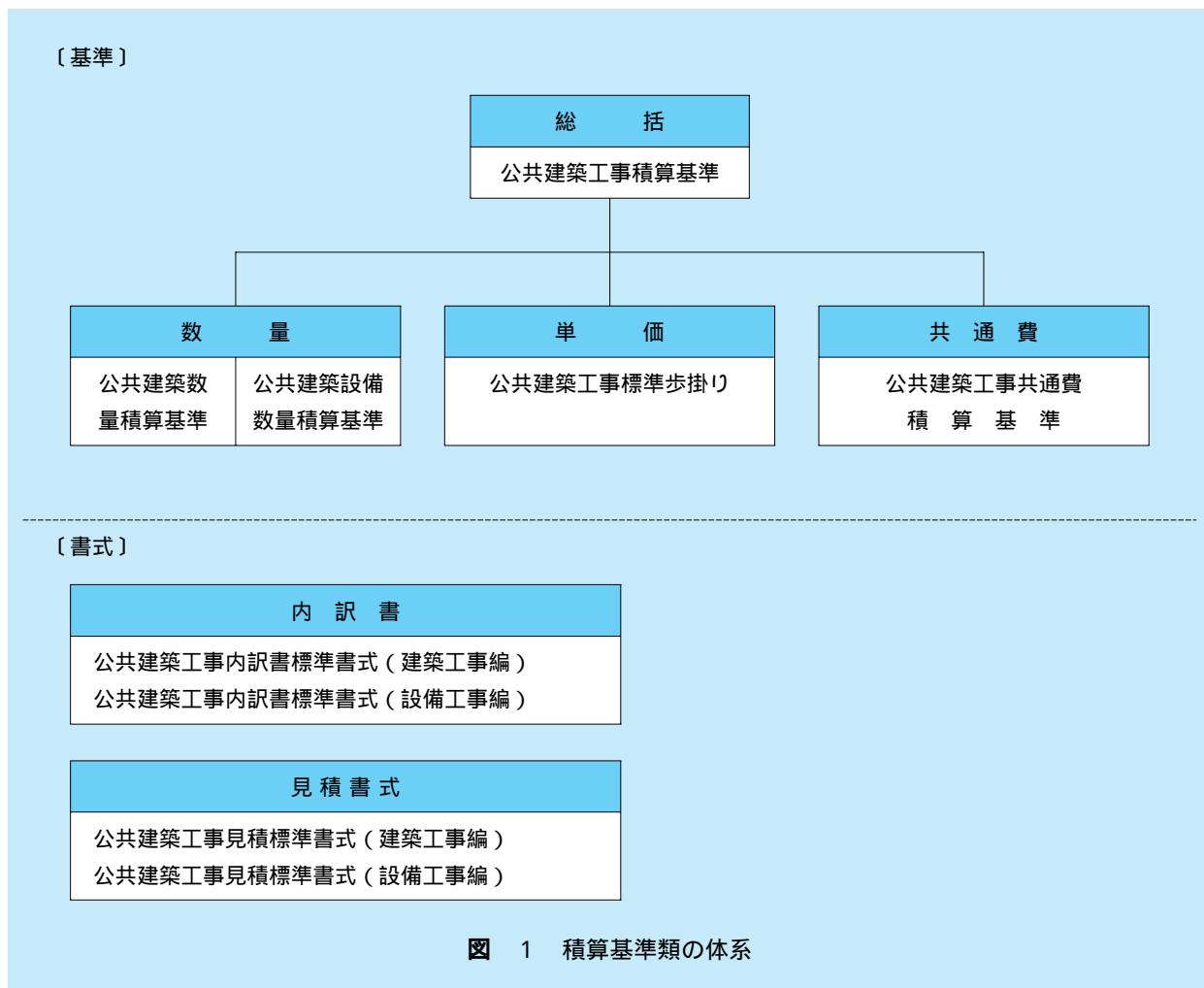
今年度、官庁営繕部では、この改革案の推進に取り組んで行くこととしています。

また、昨年4月、中央省庁の官庁営繕事務の合

理化・効率化等について検討するため、関係副大臣等からなる「官庁営繕に関するプロジェクトチーム」が設置され、このプロジェクトチームにおいて、官庁営繕関係の基準類等につき早期に統一化を実現することが決定されました。これを受け、関係省庁において「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置し、官庁営繕関係の基準類等の統一を行うことを申し合わせました。さらに、この連絡会議の下に設置した「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議幹事会」において、原案作成についての基本方針が作成されました。

この技術基準類の統一原案は、各研究会で策定のうえ3月の連絡会議で決定され、今年度から各府省庁が「統一基準」に基づいて営繕事業を実施することになりました。

なお、技術基準類のうち、積算に係る基準類(図1参照)は、中央省庁、政令指定都市、学識経験者等を構成員とする「公共建築工事積算研究会」において検討を重ね、統一原案の策定を行いました。



2. 建築積算基準類の整備

主な改正点は以下のとおりです。

(1) 公共建築工事積算基準

- ① 項目立て、わかりやすい文章表現の整理
- ② 「貨物自動車運送事業法」改正対応

(2) 公共建築工事標準歩掛り

① 共 通

- ・新たに改修工事の標準歩掛りを整備し、これに伴って全体構成の見直し

- ・「貨物自動車運送事業法」の改正対応

・土木基準類との整合

- ・市場単価へ移行する歩掛けの削除

- ・その他

② 建築工事

- ・軽量鉄骨下地を市場単価へ移行
- ・とりこわしの歩掛けを削除

③ 電気設備工事

- ・防火区画貫通処理を市場単価へ移行
- ・耐火ケーブル歩掛けを拡充
- ・テレビ共同受信設備歩掛けを拡充

④ 機械設備工事

- ・保温（ダクト）を市場単価へ移行
- ・配管の歩掛けを拡充

(3) 公共建築工事共通費積算基準

共通費率の改正はなく、項目立ておよび文章表現の整理

(4) 公共建築数量積算基準

- ① 屋外施設等の規定を追加
- ② 改修の規定を追加

- ③ 発生材処理の規定を追加
- (5) 公共建築設備数量積算基準
- ① 項目立て、文章表現の整理
- ② 改修工事の規定を追加
- (6) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ① 解説文の追加
- ② 改修工事の書式を追加
- ③ 発生材処理の科目立て
- (7) 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ① 建築工事編に同じ。
- (8) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ① 解説文の追加
- (9) 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ① 建築工事編に同じ。

3. 積算システムの整備状況

(1) 営繕積算システム（RIBC）

昭和58年に国土交通省（当時、建設省）、都道府県、政令指定都市を構成員とする「営繕積算システム等開発利用協議会」（以下「開発利用協議会」という）の総意で開発が始まった営繕積算システムも、平成11年度から提供を開始した Windows 版営繕積算システム RIBC により、操作性が飛躍的に向上し、積算業務実施の重要なツールとして充実・定着しています。平成14年度は、歩掛り、一次単価の整備および各種機能を追加しましたが、今年度も操作性のさらなる向上と機能の追加を行うこととしています。

(2) 建築コスト情報システム（SIBC）

建築コスト情報システムは、開発利用協議会の会員の実績コストをデータベース化し、建築コス

ト管理業務への活用を図ることを目的として、平成13年度からシステム開発に着手し、平成14年度は、主に第Ⅰ期整備計画（中科目別レベル）のデータ入力システム作成、検索・解析の検討等を行いました。今年度は、さらに第Ⅱ期整備計画（細目別内訳・別紙明細レベルの活用）のシステム構築に向けての検討を行うこととしています。

4. 市場単価方式導入の拡大

営繕工事では、平成11年度から市場単価方式の導入を実施していますが、平成15年度までに16工種について本施行しているところです。今年度は、3工種（建築：内装ボード張り、電気設備：絶縁電線、機械設備：保温（配管）について試行を予定しています。

なお、詳しくは、『建設マネジメント技術4月号』（「公共建工事積算における市場単価方式（追加工種）の本施行について」）を参照して下さい。

5. おわりに

長引く不況の下、昨今の民間建築市場の激化は、公共建工事にも大きな影響を及ぼしています。

このような状況の中、官庁営繕部は、市場における資材単価や元請・下請間の取引き実態を正確に把握し、建築コストに的確に反映するとともに、積算基準類等の整備および充実を図り、効率的かつ合理的な事業執行に努めることとしています。